

国土利用計画（全国計画）に関する報告（素案）の概要

1. 国土の利用に関する基本構想

(1) 国土利用の基本方針

- 国土利用をめぐる基本的条件の変化
 - ・ 人口減少と高齢化が進む一方、我が国経済が回復・拡大基調にある中、全体としては土地利用転換が鈍化しているものの、地区によっては新たな集積が見込まれる。土地需要の調整等の観点から国土の有効利用が引き続き必要。
 - ・ 大規模地震・津波の発生の懸念、地球温暖化の進行、生態系の危機、東アジアの経済成長に伴う資源制約の高まり、良好なまちなみや自然とのふれあいに対する国民志向の高まり等の中で、国土利用のさらなる質的向上が必要。
 - ・ 大都市集客施設の郊外立地と中心市街地の活力低下の連動、森づくり活動への都市住民の参加など、地域の土地利用相互の関連性の深まりや多様な主体の関与の増大する中、土地利用諸制度の地方分権の進展等とも相まって、国土利用についての地域の創意工夫の重要性が高まっている。
- 持続可能な国土管理
 - ・ 国土の有効利用、適切な維持管理、国土利用区分ごとの土地需要の量的調整、国土利用の質的向上、これらを含めた国土利用の総合的なマネジメントにより、より良い状態で国土を次世代に引き継ぐ持続可能な国土管理を行なう。
 - ・ 土地需要の量的調整に関しては、人口減少下であっても当面増加する都市的土地利用について、低未利用地の有効利用の促進等により、その合理化及び効率化を図る。農林業的土地利用を含む自然的土地利用については、適正な保全と耕作放棄地等の適切な利用を図る。森林、農用地、宅地等の相互の土地利用の転換については、慎重な配慮の下で計画的に行なうことが重要。
 - ・ 国土利用の質的向上に関しては、被災時の被害の最小化を図る減災の考え方も踏まえた安全で安心できる国土利用、人間活動と自然が調和した物質循環の維持や自然の保全・再生・創出など、循環と共生を重視した国土利用、人の営みと自然の営みが調和した地域の空間の質を総合的に高めていく美（うるわ）しくゆとりある国土利用の観点が基本。
 - ・ 地域の国土利用の考え方に関する合意形成、慎重な土地利用転換、有効利用、維持管理、再利用といったプロセス管理の視点等を踏まえ、地域の実情に即して国土利用の諸問題に柔軟かつ能動的に取り組むこと、すなわち国土利用

の総合的なマネジメントを期待。このような地域の主体的な取組を促進。

(2) 地域類型別の国土利用の基本方向

- ・ 都市、農山漁村、自然維持地域の国土利用の基本方向を記述。各地域類型を別個にとらえるだけでなく、それぞれの機能分担などを双方向的に考慮。
- ・ 都市（概ね人口集中地区）：省 CO2 型都市構造や集約型都市構造を視野に入れ、中心市街地等における都市機能の集積、複数拠点都市や農山漁村の機能分担や交流・連携による効率的な土地利用、既存低未利用地の再利用の優先と自然的土地利用からの転換の抑制等を基本。また、災害に強い都市形成に向けた国土利用の誘導、熱環境改善のための緑地・水面等の効率的配置等。
- ・ 農山漁村：国民共有の財産との認識の下、優良農地及び森林の確保、多様な主体の参画による国土資源の適切な管理、都市との機能分担や交流・連携による効率的な土地利用、条件不利地域における生産条件の不利の補正、農地と宅地の混在地域での計画的かつ適切な土地利用等。
- ・ 自然維持地域：国土のエコロジカル・ネットワーク形成上中核的役割を果たす野生生物の生息・生育空間の適切な配置や連続性の確保、自然環境が劣化している場合は再生、都市や農山漁村との適切な関係の構築等。

(3) 利用区分別の国土利用の基本方向

- ・ 農地、森林、原野、水面・河川・水路、道路、住宅地、工業用地、その他の宅地、公用・公共用施設の用地、レクリエーション用地、低未利用地及び沿岸域の利用区分別に国土利用の基本方向を記述。安全・安心、循環と共生、美しさといった横断的な観点や利用区分相互の関連性に留意。
- ・ 特に、国土の有効利用に関連する事項として、水面・河川・水路や道路施設の適切な維持管理・更新による既存用地の持続的な利用、郊外の大規模集客施設の適正な立地、空屋・空店舗の再生利用や街なか立地、耕作放棄地の管理に対する多様な主体の直接的・間接的な参加等の記述を充実。
- ・ また、国土利用の質的向上に関連する事項として、市街化区域内農地の保全を視野に入れた計画的な利用、温室効果ガス吸収源対策を踏まえた多様で健全な森林の整備と保全、健全な水循環系の構築を通じた自然の再生等、耐震・環境性能を含めた住宅ストックの質の向上、工場跡地の土壌汚染調査、沿岸域の漂着ゴミ対策等の記述を充実。

2. 国土の利用目的に応じた区分ごとの規模の目標等（検討中）

3. 措置の概要

- 国土の利用に関する基本構想を踏まえ、公共の福祉の優先、国土利用計画法等の適切な運用、国土の保全と安全性の確保、環境の保全と美しい国土の形成、土地の有効利用の促進等の10項目を記述。
- 特に、新規事項として、「(2)国土利用計画法等の適切な運用」において、国土利用についての地域の創意工夫の重要性を踏まえ、地域の取組み事例にかかる情報共有や調査研究等の促進を追加。「(8)国土の国民的経営の推進」を新規項目として追加し、農地の保管理活動への参加や緑化活動に対する寄付など、多様な主体が様々な方法により国土管理も参画する国土の国民的経営を記述。「(10)指標の活用」において、概ね5年後に全国計画の総合的な点検をすることを明記。
- このほか、「(4)国土の保全と安全性の確保」において、間伐等による森林の管理水準の向上等の記述を充実。「(5)環境の保全と美しい国土の形成」において、環境負荷を低減する地域・都市構造、流域における汚濁負荷等の削減、エコロジカル・ネットワークの形成、美しい山河や白砂青松の海岸の保全・再生、景観の維持・形成に向けた計画的な取組み等の記述を充実。
- また、「(6)土地利用の転換の適性化」において、自然的土地利用の転換の抑制の記述を充実。「(7)土地の有効利用の促進」において、効率的かつ安定的な農業経営体への農用地の利用集積、農業生産法人以外の農業参入、林業の持続的かつ健全な発展、木質バイオマスの利活用促進、街なか居住の促進やニュータウンの再生、既存住宅の市場整備、低未利用地の優先的な再利用や自然の再生等の記述を充実。「(9)国土に関する調査の推進及び成果の普及啓発」において、境界や所有者が不明となる土地の発生防止の記述を充実。